

外務員の処分について

本協会は、本日、本協会の会員に所属する外務員に対し、金融先物取引法第99条及び外務員の登録等に関する規則第11条第1項に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1. 処分対象外務員が所属する会員名
インタープラスト株式会社

2. 処分対象外務員の役職名（当時）
代表取締役
常務取締役管理統括本部長
取締役営業本部長

3. 法令等違反行為の概要

外務員（代表取締役）、外務員（常務取締役管理統括本部長）等は、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し勧誘することによって新規顧客を獲得することを決定した。

これを受け、外務員（取締役営業本部長）は営業員に指示し、当該請勧誘を行わせた。

また、外務員（取締役営業本部長）は、営業員に対し、勧誘の継続を断った顧客に対しても勧誘を継続するよう指導し、当該勧誘を継続させていた。

これらの行為は、法第76条、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条、金融先物取引業務取扱規則第3条及び同第4条に違反するものであり、当該外務員は法第99条第2号に該当すると認められること。

4. 処分内容

代表取締役：外務員の登録取消し

常務取締役管理統括本部長：外務員の職務停止2年

取締役営業本部長：外務員の職務停止2年

以 上